

## 会 議 要 旨

会議名	令和5年度 第4回三芳水道企業団水道事業運営審議会
開催日	令和5年12月6日（水） 13:30～15:00
開催場所	館山市役所 本館 2階会議室
出席者	三芳水道企業団水道事業運営審議会委員 10名 三芳水道企業団：企業長 事務局（4名）
公開・非公開の別	公開（一部非公開）
非公開の場合の理由	円滑な審議運営のため、発言者の氏名については非公開
傍聴者	5名
会議概要・結果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長あいさつ</li> <li>・議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道料金表について <p>これまでの審議会でも検討してきた改定率5%、10%、15%について、5%の改定率では健全な経営ができず、一方、15%では市民生活に大きな影響が出ることから、前回改定率10%が採用されたことについての確認の説明があり、基本料金と従量料金を概ね一律の改定率とした料金表と、従量料金の改定率を抑え、基本料金の改定に比重を置いた料金表とを比較し、審議を行った。</p> <p>委員からは、将来的な人口減少などの影響を受けやすい従量料金に比べ、安定した料金収入を確保することができる基本料金に比重を置いた料金表の方が、長期的な視野で設備投資を行うことが可能になり、水道事業を健全に維持していく上で妥当ではないかとの意見が出た。</p> </li> <li>(2) 答申の骨子と需要者への周知について <p>答申については、企業団の現状や経営努力を説明した後、料金改定の必要性があることを述べ、需要者への周知方法についても記載することになった。</p> <p>需要者への周知については、企業団広報紙の配付、関係市広報紙への記事掲載、ホームページなど、前回の料金改定時の周知方法を参考にした説明があった。</p> <p>委員からは、関係市広報紙を全世帯に配付することを前提に周知方法を検討し、需要者に分かりやすい広報紙にするよう内容を精査すべきであるといった意見や、人口減少による料金収入減少や企業団の管路更新率についても併せて記載すべきであるといった意見が出た。</p> </li> <li>(3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議記録の公表について</li> <li>・今後の開催予定について</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 令和5年度 第4回三芳水道企業団水道事業運営審議会 会議記録

- 1 日 時 令和5年12月6日(水) 13時30分～15時00分
- 2 場 所 館山市役所 本館 2階会議室
- 3 出席委員 眞汐 眞一(会長), 安田 信之(副会長), 阿部 美津江,  
倉田 孝浩, 佐野 聖一, 伏原 由美, 黒川 利也  
安室 和宏, 藤平 昇, 田邊 ひとみ  
計10名
- 欠席委員 なし
- 三芳水道企業団 企 業 長 森 正一  
事 務 局 長 石井 聡 総務担当次長 井上 英介  
業 務 係 長 石井 雅人 業 務 係 員 鹿嶋 奈央子

- 審議会次第
1. 開会
  2. 会長あいさつ
  3. 議事
    - (1)水道料金表について
    - (2)答申の骨子と需要者への周知について
    - (3)その他
  4. 閉会

- 会議資料
1. 令和5年度第4回三芳水道企業団水道事業運営審議会次第
  2. 席次表
  3. 第4回水道事業運営審議会資料
  4. 三水通信(第16号, 第19号)
  5. 水道事業の運営について(答申書骨子案)

会議録

発言者	発言内容
事務局 (進行)	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>時間は少し早いですけれども、皆様お揃いになりましたので、ただ今から令和5年度第4回三芳水道企業団水道事業運営審議会を開会します。</p> <p>はじめに出席人数のご報告をいたします。本日は10名の委員、全員のご出席をいただいております。</p> <p>三芳水道企業団水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定による過半数の定足数を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日の傍聴者数は5名でございます。</p> <p>それでは、はじめに眞汐会長からごあいさつをいただきたいと思います。</p>
会長	<p>－会長あいさつ－</p>
事務局 (進行)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは議事に入る前に、本日の資料について、ご確認をお願いいたします。</p> <p>－会議資料の確認－</p>
事務局 (進行)	<p>それでは議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、三芳水道企業団水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となることとなっております。眞汐会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、次第に沿いまして、議事を進めてまいります。</p> <p>まず、議事の1「水道料金表について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>－事務局説明「水道料金表について」－</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。はい。どうぞ。</p>
委員	<p>お伺いしたいのですが、この増加率がやはりばらつきがあるように思われます。10%と11%、12%に近い、こういうふうな計算になっているのはなぜでしょうか。一律に10%上がればいいと思うんですけど。</p>
事務局	<p>はい。実は、一律に10%、5%に増やしてしまいますと、現行がそうではあるんですけども、端数の一円単位が出てきております。ここを端数のままにしておくと、事務処理上、ヒューマンエラーが起きたりすることがあります。消費税の関係ですとか、あとは、半月などで計算することがあるので、円単位の端数が出てくると、事務上、非常に困難であるというところで、その端数の部分を調整させていただくと、どうしてもこのような形でばらつきが出てしまう、というところがございます。理由としては、以上です。</p>

委員  
議長  
事務局

ありがとうございます。

他にはございますか。事務局で補足説明ありますか。

はい。ございます。今回、10%ということで表記させていただいた、この2つの案でございますけれども、まずは、なぜ10%なのかというところからご説明させていただこうかと思えます。現状として、まず、8%とか9%とか半端な数字というところのご意見も以前出たところでございますけれども、8%でも損益収支は黒字で推移していきますけれども、10%改定率に比べて、その額はやはり少なくなってしまいます。財政上考えて少ないというところがあるのと、現状として、必要額である内部留保資金10億円というレベルがあったかと思えますが、既に下回っている状況の中で、できるだけ早い段階で健全経営ができる10億円まで復活させる必要があるということです。また、企業団の管路更新につきましては、管路経年化率が現在、令和4年度決算で56.3%となっており、管路全てを更新するには予定している事業では、この指標を大きく減少させることはできないと考えております。これまで水道事業に必要な収入額をご審議いただいた中で、現状審議いただいているパーセントでも、全部やろうとすると更新費用は賄いきれません。審議の中で再三、必要性については委員さんからもご意見があったように、できるだけ管路の更新をどんどん行ってほしいというご意見がございました。また、今回の改定率を決めるに当たりまして、目安としてお示した15%、10%、5%のうち、15%では市民生活に大きな影響がある、また、5%では健全な経営ができないということから、10%程度としたことに鑑み、更新費用の措置をできるだけ多く賄い、かつ、市民に影響ができるだけ少ない率として10%というところを採用したというところでございます。というところを考えますと、私どもとしては、基本料金というところ、住民の人口予測が下振れしたとしても、料金の収入を賄える基本料金、こちらは確保していきたいな、というようなところでございます。以上でございます。

議長

今の事務局の説明ですと、基本料金の方を少し2番目の料金体系の表がありますけれども、基本料金の方を、少し負担を上げさせていただいたよ、というお話でしたね。私はずっと審議会をやっています、こんな目で見ていたんですけれども、一つ目は長期シェアに立って考える必要があるのではないかなと。例えば、先程言った5%だと1年間は黒字だけれども、2年目からは赤字に入っていくという話もありましたし、そういった部分でいくと、この時間を重ねてきた審議会の意味合いがなくなってしまう。やっぱり長期的に物事をみる必要があるだろうということで、最低少なくとも5年の視野、できれば10年くらいのスパンでみる方がいいんでしょうけれども、そういったことが一つと。それから、もう一つは、色々な部分で生活されている方、いろんな生活環境があると思えますけれども、弱者に対して、弱者という言葉は大変失礼かもしれませんが、所得の比較的少ない世代に関して、そういった反映がされているのかな、そういった料金表になっているのかな、

というのが二つ目です。三つ目は、市民の安心・安全という点からみてみますと、どうしても水道というのは重要インフラですので、この辺の施設設備について、きちんと維持管理できる状況になっているかどうか、この3つぐらいの視点ですっとみさせていただけっていました。今、料金表が基本料金の方に少しウエイトを置いたような案が、事務局から出ているわけですが、これはどっちかという長期スパンで見たときの事業運営の健全な運営ができるようにということで、多分、その人口減少が云々という話がありましたけれども、そういった視点からみると、確かにそうなのかな、そんなような感じがします。ですから、できれば色々な考え方もあるでしょうけれども、基本料金についてはあまり上げないでほしいな、というのが、今までの審議会の中で色々な委員さんから聞いてきたことなので、この辺の基本料金に少しシフトした料金のことについては、背景には今言ったような、将来の人口減少、あるいは、世帯数の減少を含めて、安定した収入確保のためには、どうしても従量料金のように使用した分ということではなくて、安定的に取れるという部分で基本料金に少し比重がかかったのかな、とそんな感じでみさせていただきました。

どうですかね、ご意見があればおっしゃってください。

委員

まず、料金についてこういう審議をするというのは、根本にあるのは水道事業を維持していくことが大前提であると思っております。ですので、多分、事務局も今後、人口減少、節水の努力、いろんな面で収入が減っていくということになると、基本料金というのは、なかなか上げにくい部分ではあると思いますが、やはりこの水道事業を維持していく上で料金改定をするということですので、やはりどちらが安定できるかというのを、今判断をしなければならぬのかなと思っております。というのは、上げ幅としては、概ね10%、約1割の料金改定というのを皆さんご納得いただいていると思うんですが、でも、大部分は使用量の方から出ていると思いますが、個人的には基本料金の幅を今回に関しては厚くして、従量料金に関しての上げ幅を少し抑制して、トータル的な10%増という方が、長期視野で見たときに安定はしているのかな、というふうに思います。

議長  
委員

貴重なご意見ありがとうございます。他に、皆さん、どうでしょうか。

前にも申し上げましたが、いろんな要素があるんですが、安定供給という中で、まだ石綿セメント管が残っているということは、安定供給がされなくなってくるという可能性もあるので、基本料金をあまり上げたくないというのは皆さん思っていることなんですが、従量料金にあまり頼りすぎるとその辺の使用水量が落ちていって、設備投資に回らないという時が来るかもしれないので、少し痛いところではありますけれども、基本料金に入れさせていただいて、少しでも安定して設備投資ができるようにしていただきたいな、というのが、私の考えです。

委員  
議長

同じです。

以前の審議会で、年金者がいる中で、そういうことを勘案したらどうだと

いう話をしましたね。

委員

しましたね。もちろん、それはずっと残っているんですよ。残っているんだけど、やはり、安全パイをとってみましたら、基本料金のある程度上げた方が、確実性だと。確実にお金があればいいけど、なければ何もできないのだから、その確実性を考えた時には、多少、高齢者が云々にしても、お金が少ない方にしてみても、そこは、のんでもらうしかないから。のんでもらいやすいような説明とか、そういうのをこれからどうするかを考えるのではなくて、やはり基本料金をちょっと上げさせてもらって確実性をとった方がいいんじゃないかと思います。

議長

館山市の人口も確か、昭和25年くらいだったかな、5万8,400人くらいだった時もありましたね。それからしてみると、今、4万4,800人くらい、1万4千人程も減っていると。これから先、人口がずっと減らずにいけるのかという、そんな保証は一つもありませんし、多分、総務省とかでも出ているでしょうけど、人口の減少率というのは、ある程度のことは見込んでいかになくちゃいけないということだったりすると、先程言ったように長期的に経営を見るというふうに感じていると、やはり基本料金の方に少しウエイトをかけないと難しいのかな、というようなところは確かにあるんじゃないかと思いますがどうも。はい。どうぞ。

委員

私も安いに越したことはないというのは、これは皆さんのご意見にも出ましたけれども。ここで、事務局さんにご提案なんですけど、減るであろうじゃなくて、予想ですね、子どもが産まれていない現状からみて、これから今までのスピードよりも、私はもっとすごいスピードで少子高齢化が進んでくると思います。ですから、その辺をもうちょっと事務局が、であろうじゃなくて、数値化すると。例えば、世界の人口がこれくらい減るといのは大体シミュレーションでわかってくると思うんですよ。その辺を提示して皆さんにこれだけ減るんだよと。こうなったら水道が維持できないんだよ、ということをもうちょっと訴えて。そうすれば、皆さんもしょうがないな、上げざるを得ないなと、こういう気持ちになるかと思います。

事務局  
(進行)

所用がございまして、企業長がここで退席となります。

事務局

はい。今、委員からご発言がありましたけど、実は、今日の議事の2番目で、答申の骨子と、需要者というのがいわゆる水道の使用者のことを言っていて、そちらの周知のところでこんな感じで周知を考えてます、ということで、事務局から後ほどご説明をさせていただきますので、その中でまたちょっとご意見をいただければ、と思います。以上です。

議長

他にご意見はありますか。ご意見が無いようでしたら、議事1の「水道料金表について」ということにつきましては、基本料金の2番の方の料金表、そちらの方がいいのではないかなというような、一応皆さんのご意見なので。

事務局

今、画面で出ているお手元に配付した資料の4ページの方でいかがでしょうかということとございまして、ちょっと大事なところなので、再度、ご

確認をしていただいて、それでご判断をよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員

先程、事務局からもご説明いただきましたけど、改定後の従量料金の方の幅が数値的に見ると4%と12%と明らかに差が。金額的にはさほどないのかもしれないんですけど。この数値を提示すると非常に混乱するのか、ちょっと意見を言いたくなるのかな、というのもあるので。そこが、概ね、平均すると9.4%の上げ幅になるというところで、もし、提示するとしたら、この数値を出すのはいかがなものか。例えば、あとはこの数値が9.4%に相当するような改定額ならば特にいいんですけど。1㎡から8㎡で4円差額で90円ですよ。先程のお話しの中でも、小数点以下があると調整しにくい、というのは重々ヒューマンエラー等も含めてわかるんですけど、もし、この改定率に関して、平均というか、もし、そういうものができれば、調整を再三してもらったんでしょうけれども、この数値をみちゃうと、どうしてもちょっと3倍違うってなると、元の料金が違うので何とも言いがたいんですけども。どうしてもこの従量料金の上げ幅に変化が起きてしまっているように思ってしまうので、もうちょっといい表現の仕方があればなど。あくまでも意見なので。うまく、今後を見据えたときにいいように、というところが一つあると思ひますが。

事務局

はい。今、委員からお話があつて、確かに下の方は改定率としてはかなり低いということになってしまつておりますけれども、実は、ここはこの審議会の中でも、ご意見がいくつか出たかと思ひんですけども、独居の方というところを考慮した金額ということになっております。どうしても独居の方については、会長、先程、弱者というふうに言ひましたけれども、そのようなところを考慮して、その上げ幅は抑える、そこをどうしても抑えてしまうと、他のところが少しずつ上げざるを得ないというところがございます。以上です。

議長

実際にはどのくらいの件数シェアなのか。全体的にみて数パーセントなんでしょうか。どのくらいのシェアにもよりますよね。

事務局

はい。ここの件数につきましては、4年度の決算で、0㎡というのは10%、その上が32.59%でございます。第2回の資料で33%という形で円グラフを示させていただいたと思ひんですけども。また、その上の段階ですね、9㎡から20㎡は33.39%、その上の21㎡から40㎡が19.6%、41㎡から100㎡は3.24%、101㎡から500㎡は0.65%、501㎡以上になると0.19%ということになっております。

議長

どうぞ。

委員

従量料金というのは、そもそも使つた分だけ値段が上がっていく料金制度だと思ひんですけども、多分これは合つていますね。そうすると、今のお話だと、1㎡から8㎡が3割ある。弱者を守るというところもわからなくはないんですけども、水道事業はみんなで守つていかなきゃいけない事業だと、個人的には思ひますので。これは、みんなが使つている今の現状から1割上げたらいいのかな、という思ひなんです。というのは、これでまた従量料金で

差が出るわけです。水道を使った分、そもそも従量料金、これ見てもわかるように、その幅で単価が全然違うわけですね。それをまた広げようというふうに思ってしまうと、今回の一律10%が、基本料金と従量料金の上げ幅が違うんですけども、トータル皆さんおよそ1割上がりますよという人と、上げ幅が少ない人が出てきてしまう、というのは、今回の水道料金の改定は、弱者を守るために上げるんじゃないなくて、水道事業を守るために上げなければいけない事業だと私は思っていますので、そこで、従量料金にまた差をつけるのはちょっといかがなものかと私は思います。基本料金の上げ幅を高くして、従量料金の上げ幅を下げる、これは賛成です。ですが、その上げ幅のちょっと抑えられた従量料金の中で差をつけるのは私は反対です。

議長

件数シェアでいうと32.59%ありますけども、総収入額に占める1㎡から8㎡の金額のシェアはどのくらいありますか。

事務局

はい。その部分は8.92%でございます。

委員

あまり数字を聞いても混乱するだけだからね。

議長

いやいや、これ大事なんです。全体のどのくらいの売上シェア占めているのかな、そういうものをしっかり捉えておかないと。ただパーセンテージだけでいっちゃうと、非常に大きな間違いを起こすことがありますので、ちょっと、今、確認させてもらったんですけど。それですみません。不勉強で申し訳ないんですけど、水道料金の先程の料金構成って言うんですかね、例えば、100㎡使う世帯があって、ここの100㎡だと、1㎡当たり286円になりますよって言うんですけど、これは最初の0㎡に遡って、全部に286円になるってことですか。それとも、この段階に経た料金を積み重ねていってこれになるってことですか。どっちですか。

事務局

はい。今、会長がおっしゃっていただいたとおり、後半の方の計算になります。1㎡から8㎡について料金を出して、それはそれで固定です。それ以上になれば、その9㎡から次の段階になる、そこが次の段階の料金になる。それを積み上げていっています。

議長

そうすると、この金額のシェアで言うと、8.92%の世帯も、それからもっと使われる100㎡だとか120㎡を超えるようなそういった世帯も、この4.65%改定予定の86円の恩恵は受けた上でってことですよ。

事務局

はい。そういうことです。

事務局

具体的に計算の方法を今から言いますので、私が今から言うのは口径13mmで20㎡使った場合です。お手元の資料の4ページを見ながら、ご説明いたしますね。まず、基本料金が口径13mmだと現行のAのところ737円。これがまずかかります。20㎡使った場合は、従量料金の表の方にいきまして、1㎡から8㎡の現行86円、これに8㎡をかけます。

そうすると、ここで688円。さらに9㎡から20㎡、ここが一段階上がりまして、現行a欄の191円に、20㎡から8㎡を引いた12㎡をかけます。

そうすると、2,292円。それをそれぞれ基本料金、従量料金の8㎡、そ



れから9 m<sup>3</sup>から20 m<sup>3</sup>を足した形で、さらに消費税の10%をかけて、4,088円、こういう料金の計算になります。なので、今、会長がおっしゃったとおり、必ず0 m<sup>3</sup>から8 m<sup>3</sup>の部分はかかってくる。そういうことでございます。以上です。

議長

今の説明から言えば、従量料金で20 m<sup>3</sup>使うところ、40 m<sup>3</sup>、100 m<sup>3</sup>、段々と重なっていくに従って上がってはいるんですけども、単価は上がるんですけども、越した分だけ上がっていると。だから、少なくとも1 m<sup>3</sup>から8 m<sup>3</sup>の86円の恩恵は全ての世帯が受けているということですね。そういうことですね。そういう解釈でよろしいですかね。

事務局

はい。付け加えさせていただきますと、第1回目の審議会から、言葉は会長の表現に合わせさせていただきますが、弱者対策という、その議論というのが、結構ご意見いただきました。やはり弱者に対しては、この物価の高騰のご時世なので、少しでもちょっと安い料金でというご意見が大半でしたので、我々としては1 m<sup>3</sup>から8 m<sup>3</sup>については、今、会長がおっしゃったとおり、全体に使った人にかかるんですけども、要は、使用量が少ない世帯を、仮に独居老人とかの弱者という形で捉えさせていただくと、このところは低くしないと皆様のご意見になかなか近づけない、反映できない、と判断して、このような形を今回ご提案させていただいています。以上です。

委員

以前、多分、従量料金を10%上げる料金表ってありましたよね。今、手元に持ってきてないんですけど。一律の10%の。前回の審議会資料の10ページ、この金額にすると、トータル10%で、基本料金が13%ぐらい上がっているの、収入は11%ぐらいになっちゃうので、この、今の金額を見ても、これと今回の14%から12%ぐらいの差額がある金額を比べてみても、90円、210円、270円、320円、360円、430円。パーセンテージが低い分、金額的に86円と90円の差。約4円×8=32円。正直、これが弱者対策と言えるのかというのと、ちょっと違いがあるという考え方があれば、一律10%上げるという方がきれいで、今後の改定もしやすい。わざわざ細かく査定しなくてもいいのではないかというのが、前回の資料を見て、今回の資料と見比べた中で感じたことですね。この金額で、多分消費税をつけて割ったというのは、それほど問題がないかなと。ちょっとわかりませんが。やはり皆さん一生懸命、弱者のためにということで差をつけてもらったと思うんですが。

事務局

分かりました。今の委員のご指摘、ご意見というのは、従量料金については、1 m<sup>3</sup>から8 m<sup>3</sup>については既に86円という段階で、弱者対策の方は済んでいるということですね。

委員

はい。

事務局

9 m<sup>3</sup>から20 m<sup>3</sup>のところは、191円なので、すでにここで110円の差はついているので、それがすでに弱者対策として効果が出てるんじゃないか、そういうご指摘だと思います。今日の1ページの資料の方にお戻りいただきたいんですが、先程、事務局で円単位を、どうしても事務の手間の関係で揃

えたいということで、基本料金の改定率の平均で10.3%となっていますけど、こちらは改定率を均して10%にしたものを、ただ円単位の0から9の端数処理をした関係でこうなった。従量料金については、前回の10ページ、先ほど画面に出ていたものですね、一律10%という形ではないので、そちらの方にも検討したらいかがなのかな、ということが委員のご意見ということによろしいですか。

委員 はい。すみません。ありがとうございます。

事務局 前回の資料があれば、皆さん分かりやすかったんですけど。前回の従量料金の一律10%を円単位を均した形のものに直せるかどうか。

委員 大丈夫です。すみません。細かくてちょっと申し訳ないですけど、要は、値上げするには、やっぱりこの最後にあるように、住民の周知、住民にどう説明するかだと思うんですよ。その時に従量料金を調べてもらうとわかると思うんですが、そもそも差がついているわけですよ。使わない人は安い。当然見てもわかるように90円、今、現在86円、上の段階は328円ですから相当差がついているわけですね。ですので、あえてこれをまた広げる必要が今あるかということ、事務局からお話いただきましたけれども、10%上げていく、その10%を上げる理由としては、8%では少ない、5%では全然少ない、だから10%というのは説明ができます。我々、自分達が、使用者に対して。その上げ幅はどうなんだ、というところで、基本使用量は少し固定費用として確保するためにこれだけの上げ幅です。ですが、従量料金は一律10%、1割増加してますよと皆さん負担していきましょと。説明がいいかどうか、というよりも、より簡潔なのかなと思ひまして、先程、一発目に質問したのも、細かい差が出ているのかなと。

事務局 はい。今、委員からお話があつて、私どもでもこの一番下のところ、これは先程、言った事務の関係の端数調整というところで100円にしたり、120円にしたりしたところがございますけれども、どうしても元の数字が低いので、パーセントとしては15%とか16%とかにどうしても上がってしまう、というところがございます。パーセンテージとして、ご説明が、というようなご意見でしたので、そうすると今度は、逆に、そこだけ、なんで15%ということになってしまうというような、今度は現象が生じてきてしまう、というような状況になっています。

委員 重ねて質問いいですか。今のこの数値の改定後の数値では、今後その事務手続上、これは出ていましたけど、事務手続上、難しいということによろしいですか。

事務局 今の事務局のお話はですね、資料の1ページでも、4ページでも、お手元の資料を見ていただきたいのですが、86円を90円にするか、86円を100円にするかなんです。要は丸めるっていう事務の改善上、そうすると86円から90円に上げるか、86円から100円に上げるかっていうところで、100円に上げてしまうと、もう、10%よりももっと上がる。元々が86円で低いんで上がってしまうと。だから、逆に改定率だけを、今度、市民の

方にお示した時に、なんで一番低いところが高くなっちゃうんだってそのことを、今、説明したんですね。なので、事務局としては、それだと、先程、私が弱者対策というのをお話をさせていただいたんですけど、当然、元々86円と低い弱者対策できているじゃないかっていう考えも当然あるかと思いますが、さらに、ここで100円にしてしまっただけで、「改定率が15%か」ってなってしまうと、逆に、事務局としては説明がしにくい部分が新たに増えてしまうということで、このことをちょっと鑑みて、再度、ご再考をいただければ、と思います。以上です。

委員　そこは重々承知しました。再度、聞きますけど、95円っていう改定、ここに試算で出てますよね。これをやると、要は、運営の料金徴収でヒューマンエラーも含めてなかなか難しい。要は、簡素化して、少ない人員で企業団皆さん頑張ってもらってますから、一番煩雑になってしまうということで受けてもよろしいですか。そういうつもりですか。

事務局　先程、料金の計算の仕方をご説明しましたが、使った方はこの段階は必ずかかるところなので、ここで端数が出てしまっただけでは元も子もないっていうのが正直なところなんです。以上です。

委員　95円っていうのは、端数が出ちゃってダメっていうことでもいいんですかね。

事務局　端数は、0じゃないと出ちゃいます。

委員　90円か、100円じゃないとダメっていうことなんですか。

事務局　はい。

委員　わかりました。そうすると、今、事務局が言われましたけど、90%の人がね、ここをみんな計算の中に入るわけですよ。0㎡が10%だからね。あと、会長さんも先程言われましたけど、この恩恵はほとんどの人が受けるということであればですね、ここは改定率4.65%であまりこだわらなくてもいいのかな、という気がします。これを、この表みたいなものが料金表として表に出るのであればですね、今みたいな誤解がないように、水道料金の計算は、積み上げ方式ですよっていうのを明記して、この1㎡から8㎡までとか、積み上げなんですよっていう。1㎡から8㎡は、皆さんこの計算で払ってるんですよっていうのが分かるような料金表を見せれば、今みたいにこの8㎡まで使わない人と、100㎡使う人とこんなにも上げ幅が違うのかっていう話は出てこなくなるので、ちょっと工夫してもらえばいいのかな、という気がします。

議長　これ見ると確かにそう見えちゃいますよね。冒頭、申し上げたとおり、生活のスタイルも色々な方がいらっしやあって、私は、弱者はもっと保護してもいいと思っていますよ。逆に。年金は、多分、これから先どんどん削られるでしょうと。言いたくないんですけど、推測で物を言っちゃいけないと思いますけど。そうすると、やっぱり、独居老人だとかっていうことについて言うと、かなり厳しくなってくると思うんです。それで、水は毎日使うものですから、やはり、生活に直結すると。それ以外に、色々な物価が、ここ1年の間

に、相当な数の品目が値上げに。それも数%じゃないですよ、20%とか30%とかっていう値上げの仕方をしていきますよね。年金が30%上がれば別なんですけども、全くそういうことはありませんので、相当苦しい中で節約してやってらっしゃるのかなと。そういうふうに思えば、別にこだわる必要もないのかなと。みんなが恩恵を受けるっていうことであれば、不平は出ないと思うんですけどね。あとは、先程、この後の議事2の「需要者への周知について」っていうところに、今かなり話がいつちゃってますけれども、料金については、私はこれでもういいのかなというふうに。私が議長で言っちゃいけないんですけど。どうですか。

委員

前回で、86円と91円とか端数があるのに、なんで今回95円がダメなんだっていうのは、ちょっと腑に落ちないですけど。でもそうですね、1円、2円の話長くするよりは、先へ進んだ方が建設的かな、と思いますので。

議長

審議会の効率のことは考えていただかなくて大丈夫だと思いますけど。納得して前に進みたいじゃないですか。

委員

でも、この方が、皆さんの手間を省けるのであれば。はい。

議長

それでは、議題1の「水道料金表について」はよろしいでしょうかね。それでは料金の方はこれで。

事務局

ちょっと補足なんですけど、最初に審議会でご説明したとおり、三芳水道企業団は、南房総市の旧富浦町と旧三芳村ってところで、ここに代表の方いらっしゃって来てますけれども、いわゆる南房総地域を背負ってますので、同時期に南房総市でも、同じ料金改定の審議会を審議中です。今回、皆様に、今日の資料で言うと4ページ、こちらの料金の方でってことでご審議いただきましたが、南房総市とこれからですね、調整をしていきます。なので、若干ですけど、このとおりのぴったりになるか、このとおりにできればしたいな、とは思っておりますけども、その調整がございまして、これぴったりにはならない可能性があるっていうのを申し訳ないですが、含めさせていただきたいと思います。以上です。

議長

わかりました。それでは、次の議事に進みたいと思います。議事の2番「答申の骨子と需要者への周知について」をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。それではご説明させていただきます。失礼いたしますが、着座にてご説明いたします。次第には「答申の骨子と需要者への周知について」というふうに記載してございますが、最初に需要者への周知の方から、皆様のご意見を伺いたいと思います。今日お配りした資料を手元において、私のお話を聞いていただければと思います。そちら、手元においたものは、前回の料金改定の時に、私どもの方で作成して、需要者の方々へお配りした資料になります。前回につきましては、平成28年3月、「現状と課題について」ということで、企業団の広報紙を関係市の広報紙とともに配付しております。その後、答申及び議会の議決を経て、関係市の広報紙とともに同じように配付

を第19号というものでしたところでございます。また、その際は広報紙については行き渡らない需要者もおりますので、例えば、別荘ですとか、そういうところにつきましては、別途、郵送をしたところでございます。ただ、結構な数、数百通ですね、返送があったり、私の家にはもうそんなの送らなくていい、などのクレームもいくつかあったことはありましたが、そのように周知した次第でございます。また、検針票に30文字程度ですが、改定がありますというものを議決後に掲載してございます。あとは、企業団のホームページの掲載というところが、前回の周知の方法でございました。今回は、ホームページや検針票への掲載はしますけれども、その他に、前回同様、広報紙への折り込みを考えております。現状の課題と企業団の現状について、関係市の広報紙とともに、まず答申後に配付させていただきます。その後、同じように議決があった後に、関係市の広報紙とともに配付を行い、別荘などへは郵送を行う方法、それと、これはこのうちのいくつかをやろうというふうに考えておりますけれども、「だん暖たてやま」など広報紙への掲載、あとは、検針員さんによるポスティング、1件1件検針員に入れていただく、というようなことを行う予定でいます。回数としましては、改定前の料金支払月、奇数月になりますけれども、このタイミングで2回行っていこうという予定でございます。説明としては以上でございます。

事務局

ちょっと補足をさせていただきます。今、お話がありましたが、議決って言葉が急に出てきて、びっくりされた方もいらっしゃると思いますが、実は、水道料金を改定する場合ですね、条例を一部改正しなくてはいけないので、三芳水道企業団の議会に諮る必要がございます。そこで議決という形で決定をさせていただくということで、議決という言葉を使わせていただきました。それとですね、先程、旧富浦町、旧三芳村が関係していますよってというお話をさせていただきましたが、この周知の方法につきましては、南房総市の方とも調整する必要がございます。旧富浦町と旧三芳村については、南房総市の他の地域と同じ南房総市での周知の方法をお願いしようと考えています。よってですね、三芳水道企業団としては館山市だけ、館山市については、今、事務局から説明のあった方法で、今のところ考えているということで、ご理解いただければと思います。以上です。

議長  
委員

説明が終わりました。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

今お話にありました、広報紙など、またそれぞれ回数は2回ほど、旧富浦と旧三芳村に関しましては、南房総市ということで、これは、やはりタイミングを合わせていただけないといけないので、その辺はしっかりとお願いしたいかなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

事務局

今、委員からご意見いただきましたが、まだ南房総市の水道局と調整中なので、あくまでも参考ということでお聞きいただきたいのですが、先程、議会の議決というお話をさせていただいたので、今後のスケジュールの案ということで、お聞き願いたいと思います。南房総市の方は、議員の方がいらっしゃるご存じかと思っておりますけど、3月、6月、9月、12月、という形で議

会を定例会という形で開催しております。ただ、三芳水道企業団はですね、2月と10月が定例会になります。なので、同じ月に、同じ内容の条例ってところの、ご審議の方をいただけない状況になっております。なるべく近い月、今回で言うと、年明けの2月で三芳水道企業団、3月で南房総市、これが一番スケジュール的には間隔が詰まった一番近い形になろうかと思えます。そこで、もし、それぞれの議会で議決をいただければ、年度が明けた4月早々にでも、住民への周知の方法ということで、先程、事務局で説明したとおり、館山市の広報紙の掲載ですとか、こういったチラシの作成、それから検針と一緒にですね、ポスティングっていう話もありました。そういった方法も含めながら、周知期間もなるべく4ヶ月とか長い期間をかけて、何回かに分けて、住民に周知をしないと、そういうふうに考えています。これは申し訳ございませんが、まだ南房総市と調整中の段階なので、ベストな状態のスケジュールということでご提案というか、今、私の試案ということで申し上げました。以上です。

議長  
委員  
議長

よろしいですか。

はい。

他にございますか。検針の時にポスティングするのはすごく確実な方法ですよ。メーターがついているところを回るわけですよ。ですから、それが一番確実です。チラシっていうのは、新聞をとってる世帯っていうのは、ピークの半分ぐらいの話でありましたので、チラシはあんまり有効的じゃないのかなど。それでしたら、各家庭に直接行き渡るような、「だん暖たてやま」とか。この三水通信っていうのは、これはチラシとして新聞折り込みなんです。それとも配っているんですか。

事務局

実は、今は、こちらは発行しておりません。ただ、発行していた時は、「だん暖たてやま」、もしくは、南房総市の広報紙の折り込みとして、皆様のお宅へ届けるという形を取っております。

事務局

補足で申し訳ございません。今、折り込みの話がありましたが、当時は、無料だったんです。今は、折り込みも有料なので、そこら辺の金額がかかるということと、検針票に伴うポスティング、こちらも検針の委託業者にこれから金額も含めて検討をしていかなきゃいけないものですから。4月以降って言ったのは、実は、今年度の予算の措置がございませんので、来年度の予算で考えたいなという、そういう意味合いでございます。前回は、なるべくお金をかけないでできたことが、今回はお金がかかるということで認識をしていただければと思います。以上です。

委員  
事務局  
委員

今の話は、三芳水道企業団の話ということでいいですか。

はい。

旧富浦町、旧三芳村については、南房総市さんがこれから検討されるんでしょうけど、という中で、検針ポスティングはお金がかかるってお話なんですけど、これから調整するんでしょうから、南房総市の方も、検針のポスティングというのを、三芳水道さんの方からぜひプッシュしてほしいなと。と

というのは、広報紙っていうのは区の方で配られて、区の方に配付するんですが、区に入っていない方が結構いらっちゃって、個人的に市とやって、市から直接もらってる方もいますけど、そういうものもいないという方も結構いらっしゃるんですよ。広報紙だけに頼っていると案内がいかないという家庭が出てくるので、ちょっとその辺は申し訳ないですけどね、南房総市さんの方によく説明をしていただいて、全員に周知が渡るように配付してもらいたいということをお願いしたいんですが。

事務局

はい。今、委員からご意見がございましたので、三芳水道企業団で検針をしている、要は、旧富浦町、旧三芳村についてはですね、南房総市と検針時のポスティングについて、やれる、やれないも含めてですね、協議、調整させていただきたいと思います。以上です。

委員

いろんな方法を使いながら、周知していただきたいと思います。あとは、誰が見てもパッと分かるように、あまり文字数を多くしないとか、簡潔にすることがとても大事なことだと思うんですよ。私、これを見ているだけでも、目が痛くて。パッと見るだけで、料金改定でいくらぐらいなるんだって分かると、それで済むこともあると思いますので、内容的なものを精査していただきたいと思います。あとは、大きなポスターにして、各集会所に貼っておいてもらうのも、一つの手だと思いますが、色々な方法を模索していった方がいいんじゃないかと思います。

議長

他にはありますか。

委員

併せて、配水管の更新計画、実は、どこでどんな施設の分がやりきれるか分からないから、あくまでも計画になっちゃうんですけども、やはり料金値上げするってことは、やはりこういう計画でこれから配水管を更新していきますよと。努力目標になっちゃうかもしれませんけども、一回示す必要があるんじゃないかなと。

事務局

はい。前回、経営戦略の計画がございました、というお話をさせていただきました。そこに、今、委員がおっしゃられた内容が網羅されておりますが、前回もお話ししたとおり、財政シミュレーションに基づいて、ある程度そういった計画を作っている経営戦略という計画なものですから、今回は、料金の収入の状況が当然変わりますので、そういったところの見直しを来年度以降考えております。ちなみに経営戦略については、当企業団のホームページにはもう既に掲載済みでございます。また、そういったところの周知の仕方も引き続き検討させていただきたいと思います。以上です。

議長

特にこの重要インフラである水道の価格改定というのは、非常に市民の方に周知させることは大変重要なことなんですけれども、それに漏れがあってはいけないなと思いますし。それから、先程言ったように、事務局の方から、お金がかかるからという話がありますけれども、そういう問題じゃないかなと。しっかりやってほしいということです。それから、誰だって、金額が上がるよ、上がったお金はどこに使うんだろう、次にはすぐそこへ興味がいくと思うんですけども、そこに、先程、委員おっしゃったように、ここで上がっ

たものはこのようにして投資していきますよ、というような、ちゃんと一緒に明記されていれば、仕方がないと、そういうことであれば、ということになると思いますので、ぜひ、その辺も含めて事務局でご検討いただければと思います。それでは、他のご意見なかったようでございますので、次は、議事3「その他」をお願いいたします。

事務局

周知を先にやりましたので、答申骨子案の方をご説明させていただきます。引き続き、着座のままで話をさせていただきます。今日お配りした資料の「水道事業の運営について（答申書骨子案）」という書類をご覧ください。こちらは、骨子ということですので、答申を行うための基本的な項目ということになります。このような条立てでやるようなものではございませんが、ここに列記した内容を、答申に盛り込んでいきたいと考えておりますので、それぞれ説明させていただきます。まず、1. はじめに、というところで、人口減少などによる有収水量の減少に伴う料金収入の減少、老朽化に伴う施設更新費用の確保についてということで、審議会の回数や経過を説明した後に、全国的な様相を説明しながら、私どもの状況をまず初めにご説明しようと思っております。水道事業の現状というところで、供給単価、給水原価、経営指標、企業債残高、それと審議会でもお示しした経営環境をご説明しようと思えます。代表的な指標を説明した後、企業団の経営状況、財政収支実績について記載をして、皆様に現状をお示ししようと思っております。3番目として、経営努力、これまでに行ってきた経営努力について、少し述べさせていただくことを考えております。その後、本審議会にかけました、はじめに、2の水道事業の現状を基にした、将来の推計を数値に示し、どのように推移していくかを述べていこうと思っております。その次、そのような状況を鑑みて、料金改定の必要性について、その次で述べさせていただきます。記載もあるかと思いますが、審議会では、現行の料金収入から、相対的に5%、10%、15%値上げした場合の審議をした結果、物価高騰、住民負担を配慮しつつ、10%程度値上げということにいたしましたということを記載しようと考えております。住民の周知方法につきましては、今、色々ご意見をいただきましたので、その内容を簡潔に盛り込んでいきたいと考えております。また、答申書には、別表として、審議の経過と、委員のお名前を掲載させていただこうと考えておりますので、ご了承ください。私からは、以上です。

事務局

補足で申し訳ございません。料金改定の必要性のところなんですけど、最初の審議会でご説明したとおり、3年から5年ごとの見直しというのが決められてございます。最初にご説明したとおり。平成30年度の料金改定からすでに6年が経過しておりますので、その点も、前回の料金改定から5年以上が経過していることを考慮し、という言葉も付け加えさせていただこうと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長

以上で、事務局の説明を終わりましたけれども。答申書の骨子案についてご意見がございましたら、どうぞ。

委員

先程、私が申しましたように、人口減少、これは非常に、水道事業だけじゃ



なくて、全てにおいて重要な問題だと考えておりますので、そのスピードがですね、想像以上に速いと思いますので、その辺はデータごとに数字を入れてて列記をお願いしたいと思います。

事務局

今、委員からのご意見ですね、先程のご意見と同じ内容なんですが、答申の中に、こういった形で盛り込むかは別として、現状の報告という形で、市民への周知の中で、今、委員のおっしゃられた人口減少に伴う料金収入の減少については、詳細に説明をさせていただこうと考えております。以上です。

議長  
委員

他にはございますか。

三芳水道企業団の管路の管路経年化率0.47%ということで全国平均よりもすごく下回っていますよね。そういうところもピックアップして周知して、今、委員のおっしゃった計画に繋げていくような配慮も必要かなと思います。よろしくをお願いします。

議長

他にはございますか。無いようでしたら、議事2「答申の骨子と需要者への周知について」は、以上で終了させていただきます。それでは議事3「その他」を議題といたします。はじめに、委員の皆様からご意見等ございましたら、お願いいたします。どうでしょうか。

委員  
議長  
事務局

ありません。

無いようでしたら、事務局の方から何かございますか。

それでは、「その他」として3点、私からお話をさせていただきます。1点目、毎回同じ説明となりますが、本日の議事録につきましては皆様にご覧いただいた後、ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。2点目、今回の骨子案についてご審議いただきましたので、こちらを基に答申を次回作成し、次回ご審議いただこうかと思っております。3点目、次回の日程調整をこの場で行いたいと思っております。5回目の審議会、年明け1月22日、25日、月曜日と木曜日ということですね。午前、午後という形で今回は調整させていただこうと思っております。それぞれ、ご都合の悪い日と午前、午後を教えてくださいいただければと思っております。

委員

22日の午後は出席できません。

委員

あとは22日、25日、午後は出席できません。

事務局

他はいかがでしょうか。

委員

なし。

事務局

それでは、25日の午前中10時半から、同じ場所で行いたいと思っております。また、事前に通知をいたします。何か変更があれば、こちらの方から早い段階でご連絡させていただこうと思っておりますので、ご予約の方、よろしくをお願いいたします。私からは以上でございます。

事務局

1月25日の午前の審議会、おそらくですね、流れ的に最後の審議会になるかと思っておりますので、また、資料ができ次第、お配りいたしますので、何か資料で分からないこととかございましたら、次回が最後という意味合いを含めてですね、事前に事務局に何かございましたら、ご連絡をいただければありがたいなと思っておりますので、一つよろしくをお願いいたします。以上で

す。

委員

そうすると、来年の25日の時には、南房総市の料金改定も確定しているということでよろしいでしょうか。

事務局

それまでにですね、調整をして確定した形での資料の作成なりご提案ということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

他にはござひますか。無いようでしたら、議事の3「その他」を終了いたします。以上で、本日の議事は全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局  
(進行)

円滑な議事、また、活発なご意見ありがとうございました。これにて、本日の会議を閉会いたします。長時間に渡りありがとうございました。